

名農資第1692号
令和7年12月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名張市長 北川 裕之

市町村名 (市町村コード)	名張市 (242080)
地域名 (地域内農業集落名)	安部田区 (小屋出)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

宇陀川を挟んで広く圃場整備をされた農地を有する地域で、地域の農業者や集落営農組織を中心に農業経営が行われている。勾配の急な中山間地の農地については、農業者の高齢化で耕作が難しくなってきたことから農事組合法人へ集約をしている。農地の維持管理のため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの制度を活用して地域で取り組んでいるが、高齢化や担い手不足、農業用施設の老朽化から耕作が困難な農地も増えており、今後の担い手の確保と水路等の施設の管理が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用水稻を主とするが、用水の問題など水稻栽培が困難な農地については栽培環境に適した作物の栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への集約を目標とし、集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については農地中間管理機構を通じて行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

各種制度を活用して各区で農道、水路等の維持管理を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①既存の防護柵について、補修・定期的な見回りを行い維持管理をする。

⑦多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用して農道、水路等の維持管理を行う。また、揚水ポンプの修繕を検討する。